

# 鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第六十七号

肥料取締法施行細則を次のように定める。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

肥料取締法施行細則

(通則)

第一條 本縣の肥料取締については肥料取締法（以下「法」という。）肥料取締法施行令及び肥料取締法施行規則（以下「省令」という。）によるの外、この規則の定めるところによる。

（手数料の納付）

第二條 法第六條第二項の規定による省令第七條第一項の登録及び仮登録の手数料は登録証の交付を受けたと

昭和二十五年九月一日  
第二千百三十九号 金曜日

本書ノ大キサク速定機格A五判

きに、これを納付しなければならない。

第三條 法第十二条第四項の規定による省令第九條第一項の登録又は仮登録の有効期間の更新手数料はその登録証の交付を受けたときにこれを納付しなければならない。

（事故肥料の譲渡）

第四條 法第十九條第五項の規定による事故肥料（以下「事故肥料」という。）の譲渡の許可を受けようとする者は肥料取締法施行令第三條による事故肥料譲渡許可申請書に当該肥料の見本（五百瓦）を添えて知事に提出しなければならない。

第五條 事故肥料について前條の許可を受けた者はその肥料に省令第十九條に基く事故肥料成分票を附さなければならぬ。

（販売開始の届出）

(報告) 第六條 法第二十三條の規定による肥料販売場業務開始の届出に当つてはその販売業務を行う事業場、所在地の市町村長を経由して知事に届け出なければならない。

**第七條** 登録を受け又は届出をした肥料の生産業者、輸入業者、若しくは販売業者は月ごとの生産輸入販売の各数量及びその價格を別記様式第一号により翌月五日までに知事に報告しなければならない。

3 2  
販売業者は自己の所有にかかる肥料が県内卸駅（港）に入荷したときは別記様式第一号により遅滞なく知事に報告しなければならない。  
4 3  
県内販売業者の所有でない肥料が入荷した場合はその肥料の保管者は前項の様式に準じ遅滞なく知事に報告しなければならない。

(聽聞)

第八條 法第三十三條及び第三十四条第一項の規定により聽聞を行う場合（以下「聽聞会」という。）知事は別記様式第三号により聽聞会の開催の日の十日前まで

**第十條** 聽聞会は知事又は知事が指名した縣職員が議長となつて主宰する。

**第十一條** 営業者が聽聞会に代理人を出席させるときは委任状を添えてその旨知事に申し出なければならない。

**第十二條** 聽聞会は公開とし聽聞は口頭審問によつて行

第十條 聽聞會は知事又は知事が指名した縣職員が議長となつて主宰する。

第十一條 営業者が聽聞會に代理人を出席させるときは委任狀を添えてその旨知事に申し出なければならない。

第十二條 聽聞會は公開とし聽聞は口頭審問によつて行うものとする。

二、肥料の生産業者  
三、肥料の販売業者  
四、消費者

**第九條** 聽聞会の構成員は五名とし次に掲げる者の中から知事が出席を求めて開催するものとする。

に聽聞の目的である事項並びに聽聞の期日及び場所を  
当該相手方又は申立人（以下「當業者」といふ。）に  
通告するとともに別記様式第四号により公示しなけれ  
ばならない。

**第十三條** 傍聴人は聽聞の場所において発言することができない。但し議長の許可を得たときはこの限りでない。

証票を添附すべき肥料、昭和十四年四月鳥取縣令第八號鳥取縣肥料配給統制規則は廃止する。

**第十四條** 議長は聴聞の場所において秩序保持のため必要があると認めたときは傍聴人の入場を制限し又は退

場を命ずることができる。

第十五條 議長は聽聞会終了後遲滞なく聽聞会の経過について調書を作製しなければならない。

第十六條 知事は聽聞会終了後遅滞なく処分を決定し、

文書によりこれを当該営業者に通知しなければならぬ。

附則  
第十七條 この規則は公布の日から施行し昭和二十五年

八月一日から適用する。

**第十八條** 昭和二十四年八月鳥取縣規則第七十六号鳥取縣肥料營業免許手數料徵收規則大正十五年七月鳥取縣令第九十号批文施行手續、昭和十七年七月鳥取

令第十九号肥料取締法施行規則第十四條に依り保  
田利一十五年十月馬取  
縣令第五十八号肥料取締法施行規則第十四條に依り保

附則

昭和年月日

(注意) 生産肥料で消費者に還元した場合は「当月中の数量」中「今月生産」の欄には記入するも「販売数量」には記入しないこと

(四) 肥料販賣報告書



書提出の際これを徴収する。

第四條 既に納付した手数料は如何なる理由があつても  
還付しない。

## 附 則

この規則は公布の日から施行する。

◇鳥取縣告示第四百四十六号

次の土地を保安林に編入する申請を受理した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 記

縣	郡	村	大字	字	地	番	地目	全面積	積	編入実測	所有者住所氏名
								台帳	実測又は見込	面積	
鳥取	東伯	以西	大父	御用ケナル	一〇四〇ノ一	山林	六、〇二三	六、〇二三	東伯郡以西村大父木郎	同小棕重三郎	
				同	ノ二	同	四、四〇〇	四、四〇〇			
				同	一〇四二ノ一	同	一〇、一〇〇	一〇、一〇〇	同	小棕重三郎	
				同	ノ二	同	一、〇一八	一、〇一八	同		
				同	一〇四二ノ一	同	八、〇二六	八、〇二六	同	小棕万六	
				同	ノ二	同	四〇〇	四〇〇	同		
				同	一〇四三ノ一	同	一、八一九	一、八一九	同		
				同	ノ二	同	七〇五	七〇五	同		
				原野	三、五〇〇	三、五〇〇	七〇五	七〇五	同		

00087

## ◇鳥取縣告示第四百四十七号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 米子市草尾六七九番地  
現住所 同 栃町二丁目四六番地  
昭和二十五年八月十八日第一、五〇八号

高 坂 文 子

大正十五年十一月二日生

本籍地 日野郡根雨町大字根雨七〇〇番地  
現住所 同 米沢村大字宮市二九三番地ノ一

昭和二十五年八月十八日第一、五〇九号

木 山 宮 子

明治四十四年八月十四日生

本籍地 東伯郡八橋町大字八橋三一六番地  
現住所 同

灘 尾 喜 久 江  
昭和二十五年八月十八日第一、五一〇号

本籍地 日野郡大宮村大字印賀一、二二〇番地  
現住所 米子市賀茂町一丁目一番地 博愛病院内  
昭和二十五年八月十八日第一、五一一号

00089

同	同	谷口	健二	四	同	八月十四日同
同	同	坂口	正博	一七	同	
同	同	井上	茂	三〇	同	返納
同	同	野村	活	四四	同	六月十八日同
同	同	中永	弘	三九	同	五月四日同
同	同	新	活	二七	同	八月十四日同
同	同	堀田	收穫	二三	同	
同	同	佐藤	敏明	三三	同	
同	同	井上	茂	三〇	同	交付
同	同	野村	活	四四	同	六月十八日同
同	同	中永	弘	三九	同	五月四日同
同	同	堀田	收穫	二二	同	八月十四日同
同	同	佐藤	敏明	三三	同	

昭和二十五年九月一日

## 一、統制額

単位

販売價格の統制額

素うどん

一鉢につき

一五、〇〇

並うどん

同

二五、〇〇

上等うどん

同

四〇、〇〇

## 二、販売條件その他

イ、この統制額には遊興飲食税を含まない。

ロ、この統制額には持込渡し又は売主店先渡しの額である。

ハ、この表の単位一鉢は玉うどん五〇匁以上入りのものである。

ニ、この表の並うどんとはきつねうどん相当のものである。

## ◆鳥取縣告示第四百五十九号

物價統制令第四條の規定によつて調理めんの販売價格の統制額を次のように指定する。

## ◆鳥取縣告示第四百四十八号

助産婦名簿登録事項中次のように訂正した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 鳥取市吉方町二四五番地ノ一

現住所 同 西町一一九番地

七日名簿訂正方願い出たので同年八月十八日名簿

訂正

岡 山 峰 子

大正十二年四月二十一日生

前住所 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一、九九五番地

現住所 同

瀬崎町二・七三八番地

昭和二十五年七月二十五日住所変更により同年八

一日名簿訂正方願い出たので同年八月十八日名

前住所 東伯郡倉吉町大字廣瀬町一、九九五番地

現住所 同

瀬崎町二・七三八番地

昭和二十五年七月二十五日住所変更により同年八

一日名簿訂正方願い出たので同年八月十八日名

◆鳥取縣告示第四百四十九号

昭和二十三年七月厚生省令第二十三号食品衛生法施行規則第十八条の規定により食品衛生監視員の証を次の者に交付並びに返納した。

昭和二十五年九月一日

勤務場所 職名 氏名 番号

鳥取縣技師 植木澄夫 四九 昭和二十五年六月一日 交付

同鳥取保健所 同 加藤嘉子 五〇 同七月三十日同

同 公衆保健課 同 谷口健二 四 同八月十四日同

同鳥取保健所 同 坂口正博 一七 同八月十四日同

同 中西保 四二 同六月十四日返納

昭和二十五年六月一日 交付

大正十二年三月三十日生

明治三十九年十二月二十日生

池 田 朝 野

簿訂正

00090

定農產品配給諮問委員會規程は昭和二十五年七月三十日限り廃止した。

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## ◇鳥取縣告示第四百五十二号

学校教育法第四條及び第八十三條により次のように各種學校の設置を認可した

昭和二十五年九月一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

名 称 所 在 地 設 置 者

米子高等洋裁女学院

赤崎郡赤崎町大字

五八番地

赤崎一五六四番地

東伯郡赤崎町大字

三丁目

五八番地

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

西 尾 愷

愛 治

(昭和四年四月十五日  
第三種郵便物認可)

印 發

刷

行

鳥

取

縣

鳥

市

東

町

縣

昭和二十五年九月一日印刷

昭和二十五年九月一日發行